有価証券オプション取引に係る手数料体系の見直しに伴う 「手数料に関する規則」の一部改正について

I. 改正概要

有価証券オプション取引に係る清算手数料について、オプション対象証券の想定元本額に基 づき定めるべく、「手数料に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- (1) 有価証券オプション取引に係る清算手数料
 - ・ 当社が引き受けた債務、清算参加者が行った権利行 |・手数料に関する規則の別表 使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係 る清算手数料率について、オプション対象証券の呼 値の制限値幅の基準値段に有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量を乗じて得た想 定元本額に基づく料率(想定元本額の万分の0.2) を定める。
- (2) その他
 - ・ その他所要の改正を行う。

(備 考)

・手数料に関する規則の別表

III. 施行日

2018年10月1日から施行する。

以 上

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料 率

- 1 (略)
- 2 業務方法書第3条第2項第2号から第6 号までに掲げる取引に係る清算手数料の 算出の基準及び清算手数料率は、次のとお りとする。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料 率

- 1 (略)
- 2 業務方法書第3条第2項第2号から第6 号までに掲げる取引に係る清算手数料の 算出の基準及び清算手数料率は、次のとお りとする。

りとする。			りとする。		
清算対象取引の区分	算出の基準	清算 手数料率	清算対象取引の区分	算出の基準	清算 手数料率
		当社が当該月に引			当社が当該月に引
		き受けた債務 <u>(注</u>			き受けた債務 <u>(注</u>
		<u>3)</u> について、 <u>想定</u>			<u>2)</u> について、
		元本額の			オプション対象証
		万分の0.2			券の売買単位に係
					<u>る数量が10未満</u>
					である場合、1取引
					単位につき
					<u>1円</u>
					オプション対象証
					券の売買単位に係
	想定元本額			取引数量	<u>る数量が10以上</u>
業務方法書第3条第2項第	(注2)		業務方法書第3条第2項		<u>100未満である</u>
2号に掲げる有価証券オプ			第2号に掲げる有価証券		場合、1取引単位に
ション取引 (注1)			オプション取引(注1)		<u>つき</u>
					<u>5 円</u>
					オプション対象証
					券の売買単位に係
					る数量が100以
					上である場合、1取
					引単位につき
					10円
	権利行使及び	当該月に清算参加		権利行使及び	当該月に清算参加
	権利行使の割	者が行った権利行		権利行使の割	者が行った権利行
	当てに係る <u>想</u>	使及び清算参加者		当てに係る <u>数</u>	使及び清算参加者
	定元本額(注	が受けた権利行使		<u>量</u>	が受けた権利行使

		2)	の割当てに係る数				の割当てに係る数
		_ 	量について、想定元				量について、
			本額の				オプション対象証
							券の売買単位に係
			万分の0.2				
							る数量が10未満
							である場合、1取引
							単位につき
							1円
							オプション対象証
							券の売買単位に係
							る数量が10以上
							100未満である
							場合、1取引単位に
							<u>つき</u>
							<u>5 円</u>
							オプション対象証
							券の売買単位に係
							<u>る数量が100以</u>
							上である場合、1取
							引単位につき_
							10円
			当社が当該月に引				当社が当該月に引
			き受けた債務 <u>(注</u>				き受けた債務 <u>(注</u>
			<u>3</u>) 並びに当該月に				2)並びに当該月に
			業務方法書第3条	業務			業務方法書第3条
			第2項第4号に掲	方法			第2項第4号に掲
業務方			げる国債証券先物	書第			げる国債証券先物
法書第	国債証券先物取引(Large取引)	# 31W B	オプション取引の	3条	国債証券先物取	取引数量	オプション取引の
3条第		取 取引数量	権利行使及び権利	第2	引(Large取 引)		権利行使及び権利
2項第			行使の割当てによ	項第			行使の割当てによ
3 号に	(注1)		り成立した取引に	3号	(注1)		り成立した取引に
掲げる			ついて、1取引単位	に掲			ついて、1取引単位
国債証			につき	げる			につき
券先物			4 9円	国債			49円
取引			(注4)	証券			(注3)
		受渡決済数量	(略)	先物		受渡決済数量	(略)
	国債証券先物取		当社が当該月に引	取引	国債証券先物取		当社が当該月に引
	引(Mini取		き受けた債務 <u>(注</u>		引(Mini取		き受けた債務 <u>(注</u>
	引)	取引数量	3) について、1 取		引)	取引数量	<u>2)</u> について、1 取
	(注1)		引単位につき		(注1)		引単位につき
	\/		↓, , , <u></u> , C	l	\ ± /	1	

			5円				5円
			(注4)				<u>(注3)</u>
		最終決済に係る数量	(略)			最終決済に係る数量	(略)
	生書第3条第2項第 場げる国債証券先物 ロン取引	取引数量 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u> <u>3)</u> について、1取 引単位につき 10円 <u>(注4)</u> (略)	第4号	法書第3条第2項 に掲げる国債証券 プション取引)	取引数量 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> <u>2)</u> について、1取 引単位につき 10円 <u>(注3)</u> (略)
	日経平均先物取引(Large取引)(注1)	取引数量	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u> <u>3)</u> について、1取 引単位につき 20円 <u>(注4)</u>		日経平均先物取引(Large取引)(注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> 2)について、1取 引単位につき 20円 <u>(注3)</u>
		最終決済に係る数量	(略)	業務		最終決済に係る数量	(略)
業務方 法書第 3条第 2項第 5号に	日経平均先物取 引 (Mini取 引)及びJPX日 経インデックス 400先物取引	取引数量	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u> <u>3)</u> について、1取 引単位につき 2円 <u>(注4)</u>	方 書 3 第 項 5 号	日経平均先物取 引 (Mini取 引) 及びJPX日 経インデックス 400先物取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> 2)について、1取 引単位につき 2円 <u>(注3)</u>
掲げる 指数先	(注1)	最終決済に係る数量	(略)	に掲げる	(注1)	最終決済に係る数量	(略)
物取引	東証株価指数先 物取引(Larg e取引)及び東証 銀行業株価指数 先物取引	取引数量	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u> <u>3)</u> について、1取 引単位につき 20円 <u>(注4)</u>	指数 先物 取引	東証株価指数先 物取引(Larg e取引)及び東証 銀行業株価指数 先物取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注2) について、1 取引単位につき 20円 (注3)
	(注1)	最終決済に係る数量	(略)		(注1)	最終決済に係 る数量	(略)
	東証株価指数先 物取引(Mini	取引数量	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u>		東証株価指数先 物取引(Mini	取引数量	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u>

取引)、東証マザ 一ズ指数先物取 引、TOPIX Core30先 物取引及び東証 REIT指数先 物取引 (注1) RNP指数先物 取引 (注1) 最終決済に係 る数量 Standard (路) NYダウ先物取 引、台湾加権指数 先物取引及びF TSE中国50 先物取引 (注1) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 16円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 5円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 5円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 5円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 10円					
引、TOPIX 2円 Core30先 (注4) 物取引及び東証 REIT指数先 物取引 (注1) BA終決済に係 る数量 3)について、1取 引単位につき I 6円 (注4) (第) 取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき NYダウ先物取 引、台湾加権指数 先物取引及びF TSE中国50 先物取引 (注1) 事業決済に係 3)について、1取 引単位につき 日経平均VI先 物取引 (注1) 取引数量 日経平均VI先 物取引 (注1) 取引数量 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 事社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 日経平均・配当指 数先物取引及びT 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき		取引)、東証マザ		<u>3)</u> について、1取	
てのre30先 物取引及び東証 REIT指数先 物取引 (注1) RNP指数先物 取引 (注1) 取引数量		ーズ指数先物取		引単位につき	
物取引及び東証 RE I T 指数先 物取引 (注1)		引、TOPIX		2円	
REIT指数先 物取引 (注1) 場社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 16円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引を付けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 16円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 5円 (注1) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 10円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき		Core30先		_(注4)_	
物取引 (注1)		物取引及び東証			
物取引 (注1) 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1取 引単位につき		REIT指数先	最終決済に係	(四攵)	
RNP指数先物 取引数量		物取引	る数量	(甲台)	
RNP指数先物 取引 (注1) RNP指数先物 取引 (注1) 最終決済に係 る数量 以子グウ先物取 引、台湾加権指数 先物取引及びF TSE中国50 先物取引 (注1) 最終決済に係 る数量 以注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 5円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 場終決済に係 る数量 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 取引数量 引単位につき 当社が当該月に引 き受けた債務 (唯)		(注1)			
RNP指数先物 取引 (注1) 最終決済に係 る数量				当社が当該月に引	
取引 (注1) 取引数量 引単位につき 1 6円 (注4) 最終決済に係 3数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引数量 売物取引 (注1) 最終決済に係 3数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引単位につき 5円 (注4) 最終決済に係 3数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引単位につき 2 0円 (注4) 最終決済に係 3数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引単位につき 2 0円 (注4) 最終決済に係 3数量 当社が当該月に引き受けた債務 (路) ませが当該月に引き受けた債務 (部) 別単位につき 3)について、1取引単位につき 3)について、1取引単位につき 1 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引数量 前社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引単位につき 1 取引数量 引単位につき 1 取引数量 引単位につき				き受けた債務 <u>(注</u>	
取引 (注1) 最終決済に係 る数量 NYダウ先物取 引、台湾加権指数 先物取引及びF TSE中国50 先物取引 (注1) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 5円 (注4) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3)について、1取 引単位につき 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 取引数量 引単位につき 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき 3)について、1取 引単位につき		D NI D +E *F + Hm	而己粉具	<u>3)</u> について、1取	
(注1)			以り数里	引単位につき	
展終決済に係 る数量 (注4) 表終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注 引) について、1取 引単位につき 下SE中国50 表物取引 (注1) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引 き受けた債務(注				16円	
S 数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1取引数量 計単位につき 5円 (注4) 表終決済に係 (略) 3)について、1取引単位につき 5円 (注4) 表終決済に係 (略) 3)について、1取引数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3)について、1取引単位につき 20円 (注4) 表終決済に係 (数量 日経平均・配当指数		(注1)		_(注4)_	
S数量 当社が当該月に引き受けた債務_(注 3) について、1取引数量 引単位につき 5円 (注4) (略) (路) (注1) 最終決済に係 (の の の の の の の の の の の の の の の の の の			最終決済に係	/ m/z \	
NYダウ先物取 引、台湾加権指数 先物取引及びF TSE中国50			る数量	(声 合 <i>)</i>	
引、台湾加権指数 先物取引及びF TSE中国50 取引数量 3) について、1取 引単位につき た物取引 (注1) 最終決済に係 る数量 (略) 日経平均VI先 物取引 (注1) 取引数量 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1取 引単位につき 最終決済に係 る数量 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 (略) 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1取 う単位につき 取引数量 引単位につき 当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1取 引単位につき				当社が当該月に引	
先物取引及びF TSE中国50 先物取引 (注1)取引数量引単位につき (注4)日経平均VI先 物取引 (注1)取引数量当社が当該月に引き受けた債務 き受けた債務 (注2)日経平均VI先 物取引 (注1)取引数量3)について、1取引単位につき (注4)最終決済に係 る数量(略)日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT当社が当該月に引き受けた債務 き受けた債務 (注2)取引数量3)について、1取引 引単位につき		NYダウ先物取		き受けた債務 <u>(注</u>	
先物取引及びF TSE中国50 引単位につき 5円 (注4) 未物取引 (注1) 最終決済に係 る数量 (略) 日経平均VI先 物取引 (注1) 取引数量 引単位につき 20円 (注4) 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき (略) 最終決済に係 る数量 (略) 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 当社が当該月に引 き受けた債務(注 3)について、1取 引単位につき 別について、1取 引単位につき		引、台湾加権指数	克 コ(半) 目	<u>3)</u> について、1取	
先物取引 (注4) (注1) 最終決済に係る数量 (略) 日経平均VI先物取引 取引数量 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取引単位につき (注1) 最終決済に係る数量 (略) 日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びT 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取引単位につき 場別数量 1単位につき 場別を行いて、1取引数量 場別を行いて、1取引単位につき		先物取引及びF	取引数量	引単位につき	
(注1) 最終決済に係 (略) 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1 取引数量 割単位につき 2 0円 (注1) 最終決済に係 る数量 当社が当該月に引き受けた債務 (略) また物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 取引数量 割単位につき 引単位につき 引単位につき 引単位につき		TSE中国50		5円	
S数量		先物取引		_(注4)_	
当社が当該月に引き受けた債務_(注 3) について、1取引数量 当性が当該月に引き受けた債務_(注 3) について、1取引単位につき		(注1)	最終決済に係	/ m/z \	
日経平均VI先物取引 取引数量 き受けた債務 (注 3) について、1取引単位につき 物取引 (注1) 20円 (注4) 最終決済に係る数量 (略) 日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びT 当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1取引数量 先物取引及びT 取引数量			る数量	(昨)	
日経平均VI先物取引 取引数量 物取引(注1) 20円(注4) 最終決済に係る数量 (略) 日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数 先物取引及びT 当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1取引数量 上物取引及びT 可引数量				当社が当該月に引	
日経平均VI先物取引 取引数量 (注1) 20円(注4) 最終決済に係る数量 (略) 日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びT 当社が当該月に引き受けた債務(注) 取引数量 3)について、1取引数量引単位につき				き受けた債務 <u>(注</u>	
物取引 (注1) 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 (略) 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u> 取引数量 3)について、1取 引単位につき		D W 35 15 * * - "	克 コ(半) 目	<u>3)</u> について、1取	
(注1) 20円 (注4) 最終決済に係 る数量 (略) 日経平均・配当指 数先物取引、TO PIX配当指数 先物取引及びT 事受けた債務 (注 3) について、1取 引単位につき			取引数量	引単位につき	
(注4) 最終決済に係る数量 (略) 当社が当該月に引き受けた債務 (注 を)けた債務 (注 3) について、1取引数量 生物取引及びT				20円	
(略) 5数量 当社が当該月に引き受けた債務 (注 を受けた債務 (注 3) について、1取 引単位につき は表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表		(汪1)		_(注4)_	
る数量 日経平均・配当指数数先物取引、TOPIX配当指数			最終決済に係	(mfr.)	
数先物取引、TO き受けた債務 (注 PIX配当指数 取引数量 先物取引及びT 取引数量			る数量	(略 <i>)</i>	
PIX配当指数 取引数量 先物取引及びT 取引数量		日経平均•配当指		当社が当該月に引	
売物取引及びT 取引数量 引単位につき		数先物取引、TO		き受けた債務 <u>(注</u>	
先物取引及びT 引単位につき		P I X配当指数	元 1067 目	<u>3)</u> について、1取	
OPIX Co 10円		先物取引及びT	取引数量	引単位につき	
l I		OPIX Co		10円	
r e 3 0配当指 (注4)		r e 3 0配当指		_(注4)_	
数先物取引 最終決済に係		粉生物面已	是数法次に核		
(略) (略)		女人 ノレイクノリス・プリ	取形(人) (一) 「下		

取引)、東証マザ		<u>2)</u> について、1取
ーズ指数先物取		引単位につき
引、TOPIX		2円
Core30先		(注3)
物取引及び東証		
REIT指数先	最終決済に係	(mfr.)
物取引	る数量	(略)
(注1)		
		当社が当該月に引
		き受けた債務 <u>(注</u>
	式 71 W. 目	<u>2)</u> について、1取
RNP指数先物	取引数量	引単位につき
取引		16円
(注1)		(注3)
	最終決済に係	(mfr.)
	る数量	(略)
		当社が当該月に引
NYダウ先物取		き受けた債務 <u>(注</u>
引、台湾加権指数		<u>2)</u> について、1取
先物取引及びF	取引数量	引単位につき
TSE中国50		5 円
先物取引		(注3)
(注1)	最終決済に係	
	る数量	(略)
		当社が当該月に引
		き受けた債務 <u>(注</u>
		<u>2)</u> について、1取
日経平均VI先	取引数量	引単位につき
物取引		20円
(注1)		(注3)
	最終決済に係	6.6
	る数量	(略)
日経平均·配当指		当社が当該月に引
数先物取引、TO		き受けた債務 <u>(注</u>
P I X配当指数	哈 司製: 目	<u>2)</u> について、1取
先物取引及びT	取引数量	引単位につき
OPIX Co		10円
r e 3 0配当指		(注3)
数先物取引	最終決済に係	(m/r)
(注2)	る数量	(略)

	日経平均オプション取引(通常限 月取引及びフレックス限月取引) (注1)	取引代金 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る授 受金額	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> 3)について、取引代金の万分の0.5 (注4)(注5) 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の万分の5.5	業務	日経平均オプション取引(通常限 月取引及びフレックス限月取引) (注1)	取引代金 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る授 受金額	当社が当該月に引き受けた債務 (注2)について、取引代金の万分の0.5 (注3)(注4) 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の万分の5.5	
業 生 3298 掲 岩 プ ン	日経平均オプション取引(週次設定限月取引) (注1)	取引数量 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	(注5) 当社が当該月に引 受けた債務(注3) について、1取引単 位につき 10円 (注4)	方書3第項6にげ指オショ	日経平均オプション取引(週次設定限月取引)(注1)	取引数量 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	(注4) 当社が当該月に引 受けた債務(注2) について、1取引単 位につき 10円 (注3)	
	TOPIXオプ ション取引、JP X日経インデッ クス400オプ ション取引及び 東証銀行業株価 指数オプション 取引 (注1)	取引数量 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> 3)について、1取引単位につき 10円 <u>(注4)</u>	- シ取 引		TOPIXオプ ション取引、JP X日経インデッ クス400オプ ション取引及び 東証銀行業株価 指数オプション 取引 (注1)	取引数量 権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> 2 <u>)</u> について、1取引単位につき 10円 <u>(注3)</u> (略)
	東証REIT指 数オプション取 引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引 き受けた債務 <u>(注</u> <u>3)</u> について、1取 引単位につき 2円		東証REIT指数オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 <u>(注</u> 2)について、1取 引単位につき 2円	

	(注4)
権利行使及び	
権利行使の割	(m/z)
当てに係る数	(略)
量	

(注1) (略)

- (注2) 有価証券オプション取引における 想定元本額は、指定市場開設者が定める指 定市場における取引契約締結の日(指定市 場開設者が定めるフレックス限月取引に あっては、取引契約締結を行った取引日 (指定市場開設者がフレックス限月取引 について定める取引日をいう。))のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準 値段又はこれに相当するものとして指定 市場開設者が定める値段に有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数 量を乗じた額をいう。
- (注3) 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては業務方法書第46条の2の規定により消滅した債務を除き、清算執行取引参加者である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては同条の規定により新たに負担した債務を含む。
- (注4) 総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に終了する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額をいう。
- (注5) 日経平均オプション取引(週次設定限月取引を除く。)において、当社が引き受けた債務に係る売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が35円を超える場合は35円とし、権利行使

		(注3)
	権利行使及び	
	権利行使の割	/ m/z \
	当てに係る数	(略)
	量	

(注1) (略)

(新設)

- (注2) 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては業務方法書第46条の2の規定により消滅した債務を除き、清算執行取引参加者である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては同条の規定により新たに負担した債務を含む。
- (注3) 総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に終了する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額をいう。
- (注4) 日経平均オプション取引(週次設定限月取引を除く。)において、当社が引き受けた債務に係る売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が35円を超える場合は35円とし、権利行使

若しくは権利行使の割当てごとの1取引 単位当たりの清算手数料が385円を超 える場合は385円とする。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

若しくは権利行使の割当てごとの1取引 単位当たりの清算手数料が385円を超 える場合は385円とする。

(注5) 削除